

サポート・サービス申込書

お申込み年月日： 年 月 日

アイティ・ニュース株式会社 行

「サポート・サービス契約約款」を承諾の上、以下の通り「サポート・サービス」を申し込みます。

1. ご契約者情報

法人名	フリガナ		
代表者氏名	フリガナ		
住所	フリガナ (〒 -)		
TEL	() -	FAX	() -
Eメール			

2. 請求書送付先 (契約者と同じ その他 (下記))

住所	フリガナ (〒 -)		
部署名	フリガナ	ご担当者名	フリガナ
TEL	() -	FAX	() -

3. 管理責任者情報 (契約者と同じ 請求書送付先と同じ その他 (下記))

住所	フリガナ (〒 -)		
部署名	フリガナ	ご担当者名	フリガナ
TEL	() -	FAX	() -
Eメール			

4. 申込区分

サポート・サービス種類	税込合計金額
<input type="checkbox"/> テクニカル・サポート	151,200円/年、12,600円/月
<input type="checkbox"/> ソフトウェア・サポート (1年目は無償)	252,000円/年、21,000円/月

5. お支払い方法 (新規申込の方のみご記入下さい)

お支払方法	<input type="checkbox"/> 銀行振り込み (振込手数料はお客様にてご負担となります) <input type="checkbox"/> 一括払い (年) <input type="checkbox"/> 月払い (月)
--------------	--

[代理店記入欄]

代理店名		担当者名	
連絡先	() -	FAX	() -
記事欄			

■ご注意

- ①お申込の前に必ず「サポート・サービス契約約款」の内容をご確認下さい。
- ②太線・太枠欄は、お申込に際して記入必要項目です。必ずご記入下さい。
- ③契約期間は、サポート開始より1年間です。
- ④銀行振り込み手数料はお客様のご負担となります。
- ⑤別途送付させて頂きます請求書に記載のお支払期限までに全額のお支払いが確認されない場合は、サポートの提供を中止させて頂きます。
- ⑥本申込書のコピーを取り「お客様控え」として保管して下さい。
- ⑦ご不明な点がございましたら、弊社までお問い合わせ下さい。

サポート・サービス契約約款

第1条 (契約の成立)

- サポート・サービス契約約款（以下「本約款」という）は、本サービスの提供を希望するお客様が、アイティ・ニュース所定の申込書（以下「申込書」という）に署名・捺印後、アイティ・ニュースに提出し、アイティ・ニュースがこれを承諾したときに成立する。
- 前項の承諾は、「サポート・サービス申込書」の申込日（以下「契約開始日」という）に成立するものとし、契約開始日をもって本サービスを購入した日とする。
- 前項に基づく契約成立後、本約款および申込書は、アイティ・ニュースとお客様との間の完全なる合意を構成した法的文書として取り扱われる。お客様が提出する、お客様所定の様式による発注書、その他の書式におけるいかなる規定も、本約款には一切適用されないものとする。本約款は、アイティ・ニュースおよびお客様双方が署名・捺印する別途の書面によってのみ修正することができる。
- 本サービスの料金を支払う法人と本サービスを利用する法人が異なるような契約（三社間契約）は締結しないものとする。

第2条 (有効期間)

- 本約款の有効期間（以下「本有効期間」という）は、契約開始日より1年間とする。
- 本サービスの提供継続中に本有効期間の終了日が到来した場合（前項に基づき終了した場合も含む）は、当該本サービスの提供が終了したとアイティ・ニュースが合理的に判断した日をもって終了するものとする。
- 本有効期間中に当該プログラムの契約期間の終了日が到来した場合は、「サポート契約期間」に記載された本サービス終了日にかかわらず、かかるプログラムの終了日をもって、本約款も同時に終了するものとする。

第3条 (サービスの定義と構成)

- 本約款において、「本サービス」とはお客様所有のアイティ・ニュースの製品（以下「ITNEWS製品」という）に関連して、お客様が直面した諸問題「インストール・セットアップ、基本操作方法、および不具合など」に関する対処方法について、本約款に基づくお客様からの依頼に対して、アイティ・ニュースが調査、支援、アドバイスを行なう一問一答形式のサポートをいう。尚、お客様のお問い合わせ内容が本サービスでの対応範囲を超えるとアイティ・ニュースが判断した場合（例えば、「プログラム開発の請負とサンプル作成」「デバッグ作業」「データ復旧の保障」「不具合の根本原因の調査」「プログラムの変更、独自開発コードの生成」「コンサルティング業務」など）は本サービスでの提供はできないものとする。
- アイティ・ニュースはお客様に対して、60日前の事前通知をもって、お客様から承諾を得ることなく、本サービスの内容を変更できるものとする。
- 本約款の対象となるサポート・サービスは下記のとおりとする。

テクニカル・サポート
IP Studio Player 用のPC本体故障時の代替え機の提供
IP Studio Scheduler 用PC本体故障時の代替え機の提供
映像切替用PC本体故障時の代替え機の提供
電話・FAX・電子メールによるお問い合わせ対応
ソフトウェア・サポート
IP Studio及び映像切替ソフトウェアのバージョン・アップの無償提供
IP Studio及び映像切替ソフトウェアの改修プログラムの提供

- サービスの内容には、ハードウェア又はオペレーティング・システム等の動作不良によるプログラムやデータ等の滅失、毀損、お客様による損害は含まれないものとする。

第4条 (サービスの提供方法)

- サービスの提供言語
本サービスは、日本国内からの日本語による依頼に対して、日本語（一部英語もあり得る）により提供される。

- 受付時間

テクニカル・サポート受付時間
月～金曜 10:00～12:00 及び 13:00～18:00（祝祭日、年末年始は除く）
ソフトウェア・サポート受付時間
月～金曜 10:00～12:00 及び 13:00～18:00（祝祭日、年末年始は除く）

- サポート媒体
本約款の締結後、アイティ・ニュースは本約款（申込書を含む）に基づき本サービスを提供する。本サービスは、電話・FAX・電子メールを通じて提供されるものとする。
- その他
お客様による本サービスの使用状況などの合理的な理由により、アイティ・ニュースが本約款で対応できる範囲（時間、労力、技術など）を超えており、本サービスを有効に提供できないとアイティ・ニュースが判断した場合、アイティ・ニュースはお客様に対し当該使用状況に関する本サービスの提供を拒否または停止することができる。

第5条 (お客様の義務)

- お客様は、申込書の記載内容がすべて真実かつ正確であることを保証するものとし、万一、記載内容（住所、社名、連絡先、契約者など）に変更が生じた場合は、速やかにアイティ・ニュースに通知しなければならない。お客様がかかる通知を怠った場合、アイティ・ニュースは本サービスの提供を中止できるとともに、中止に起因してお客様または第三者に生じる損害について一切責任を負わないものとする。記載内容に虚偽があるとアイティ・ニュースが判断した場合もこれと同様とする。
- お客様は、本約款に特段の規定がある場合は、当該規定に基づき、お客様以外の第三者に本サービスを利用させることができる。但し、この場合でも、お客様は本約款に基づき負担する義務を一切免れないものとし、当該第三者に対して、本約款のコピーを提供し、本約款を履行するために必要な指示および指導を行なうものとする。
- お客様は、本サービスの提供を受けるにあたり、諸問題の原因を特定するための調査協力（ネットワークのトレース、エラー・メッセージの状況把握、設定状況の確認など）をアイティ・ニュースより要請されることがある。この場合、お客様はアイティ・ニュースの要請に協力するものとする。

4. お客様は、アイティ・ニュースが別途書面で合意した場合を除き、本サービスが本約款に基づきお客様に対して提供されるものであるとともに、本サービスは第三者に対して再販してはならないことを了知しているものとする。

第6条（契約の解除）

1. 本約款に定義する年間契約締結のお客様に対して、当社は60日前の書面による通知をもって、本契約を解約することができるものとする。
2. 本約款に定義する年間契約締結のお客様は、当社による本サービスの提供が合理的な理由なく著しく遅延した場合、もしくは不能となった場合に限り、10日前の書面による通知をもって、本契約を解約できるものとする

第7条（管轄・準拠法等）

1. 本約款に基づき提供されるサービスに関して、アイティ・ニュースとお客様の間に万一紛争が発生した場合は、信義則に基づき誠実に協議し、解決するものとする。
2. 前項の場合において、訴訟により解決する必要がある場合には、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。
3. 本約款は、日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとする。
4. 本条第2項、第3項および本項は、本約款の終了後も有効に存続する。
5. お客様は、本約款を申込書とともに保管するものとする。

第8条（料金）

1. テクニカル・サポート
本サービスの料金は、申込書（第1条に基づく）に記載のとおりとし、アイティ・ニュースより請求書を受領次第、請求書記載の金額を、所定の期日までにアイティ・ニュース指定銀行口座に支払うものとする。
尚、本サービスの料金にかかる消費税、振込手数料等はお客様が負担するものとし、お客様は消費税等の相当金額を本サービスの料金と同時にアイティ・ニュースに支払うものとする。
また、当該料金は変更があり得る旨をお客様は予め承諾するものとする。
2. ソフトウェア・サポート
本サービスの料金と支払いは、テクニカル・サポートと同様とする。
3. 前項で発生した、出張に伴う旅費交通費については別途とする。